

# 平安時代四天王寺における天台宗の受容

— 法隆寺との比較を通じて —

山口 哲史

はじめに

平安時代に四天王寺は天台化したといわれる。天長二年（八二五）以降、天台宗僧が安居講師を務め、一〇世紀に入ると、延暦寺僧が別当に補任されはじめ、やがて一一世紀以降には、延暦寺僧・園城寺僧が別当職をめぐって対立するようになる<sup>(1)</sup>というのが、四天王寺の天台化に関する通説的な理解であろう。

しかし、九・一〇世紀の四天王寺の動向を仔細に検討してみると、それほど単純な図式で説明してよいものか疑問がある。さらに、先の通説は、四天王寺のことを述べつつも、天台宗・延暦寺を主語として語られたものであり、四天王寺側からの視点で、当該期の天台化の過程を具体的に捉え直す必要がある。そこで、本稿では、天長二年、四天王寺と同時に天台宗僧が安居講師を務めるようになった法隆寺の動向と比較しながら、四天王寺と天台宗

の関係について考察してみたいと思う。

## 一 天長二年の太政官符と四天王寺・法隆寺

平安時代、四天王寺が天台宗を受容する契機となったのが、次の太政官符である。

【史料1】『類聚三代格』卷二、天長二年二月八日付太政官符  
太政官符

応<sup>元</sup>定<sup>二</sup>正月金剛明会聴衆及四天王法隆両寺安居講師<sup>一</sup>事  
右太政官去延暦廿一年正月十三日下<sup>二</sup>治部省<sup>一</sup>符<sup>(神王)</sup>、右大臣  
宣、奉<sup>レ</sup>勅、如<sup>レ</sup>聞、三論法相、彼此角争、阿党朋肩、欲<sup>レ</sup>  
専<sup>二</sup>己宗<sup>一</sup>、更相抑屈。恐有<sup>レ</sup>所<sup>レ</sup>絶。自<sup>レ</sup>今以後、正月齋会等、  
宜<sup>下</sup>均請<sup>二</sup>諸宗<sup>一</sup>、勿<sup>レ</sup>聽<sup>二</sup>偏阿<sup>一</sup>、周知<sup>二</sup>諸寺<sup>一</sup>、分<sup>レ</sup>業競<sup>上</sup>学。  
又案<sup>下</sup>天長元年六月廿三日下<sup>二</sup>同省<sup>一</sup>符<sup>上</sup>、得<sup>二</sup>前越中守<sup>一</sup>從五位上  
位上登美真人藤津解<sup>一</sup>稱、四天王法隆等寺者、是聖德太子所<sup>二</sup>

建立<sup>一</sup>焉。太子生而聡叡、崇<sup>二</sup>好釈教<sup>一</sup>。自製<sup>二</sup>法華維摩勝鬘等經疏<sup>一</sup>、為<sup>二</sup>諸道俗<sup>一</sup>平等開説。昔隋開皇年中有<sup>二</sup>思禪師<sup>一</sup>、常願曰、我沒後必生<sup>二</sup>東國<sup>一</sup>、流<sup>二</sup>伝仏法<sup>一</sup>。其後有<sup>二</sup>聖德太子<sup>一</sup>、遣<sup>二</sup>小野妹子於隋國<sup>一</sup>取<sup>中</sup>持経錫鉢於衡山上。時人皆謂、是思禪師之応化也。夫天台宗者、元天台山智者大師受<sup>二</sup>思禪師所<sup>レ</sup>伝之教也。去天平勝宝五年十二月、入唐副使從四位上伴宿祢胡滿竊請<sup>二</sup>楊州龍興寺和上鑑真<sup>一</sup>、同<sup>レ</sup>船而帰。于<sup>レ</sup>時和上天台法門將來。今太子所<sup>レ</sup>製経疏等、与<sup>二</sup>彼宗<sup>一</sup>触<sup>レ</sup>類皆同。望請、件兩寺安居、寺別永請<sup>二</sup>天台宗僧<sup>一</sup>、令<sup>レ</sup>講<sup>二</sup>法華経并宗法門<sup>一</sup>者。(藤原冬嗣)右大臣宣、奉<sup>レ</sup>勅、依<sup>レ</sup>請者。其正月御齋会聴衆僧二人、并兩箇寺安居講師僧二人、毎<sup>レ</sup>年録<sup>レ</sup>名、申<sup>二</sup>送別当<sup>一</sup>、更將<sup>レ</sup>牒<sup>二</sup>知僧綱<sup>一</sup>。

天長二年二月八日

本史料は、事書に明らかのように、①毎年正月の御齋会の聴衆、②四天王寺・法隆寺の安居講師に関する二点の申請に対して、天長二年二月八日付で右大臣藤原冬嗣が宣者として決裁した太政官符である。それぞれに関わる延暦二十一年(八〇二)正月二三日付、天長元年(八二四)六月二三日付の二通の治部省宛て太政官符が引用されている。それらの内容を整理しながら、本史料の概要を示すと、以下のようになる。

まず、延暦二十一年官符には、当時の仏教界における三論宗・法相宗の対立を背景に、以後、御齋会等の請僧は、偏りおもねるこ

となく諸宗から均しく招き、諸寺に周知して業ことに競い学ばせるべきことを命じた、桓武天皇の勅を右大臣神王が宣したとある。本来、この官符は、「応<sup>三</sup>正月御齋会及維摩等会均請<sup>二</sup>六宗学僧<sup>一</sup>事」という事書で下されており、御齋会に加え、維摩会も対象にしたものであった。ただし、天長二年官符は、もとの「件等之会」を「正月齋会等」に改めている。御齋会の聴衆に申請を限定する意図からであろう。

次いで、天長元年官符である。本官符は、一日前の六月二二日付でやや詳しい内容のものが光定の『伝述一心戒文』巻下に載せられており、【史料1】にはみえない情報も確認することができ<sup>④</sup>る。特に注目されるのは、「前越中守從五位上登美真人藤津解」の引用関係である。【史料1】では、登美藤津解は治部省宛ての二三日付官符に直接引用されているようにみえる。しかし、『伝述一心戒文』には、「天長元年六月二十二日、太政官符<sup>二</sup>治部省<sup>一</sup>官符云、太政官今月二十日、下<sup>二</sup>大和山城摂津等国<sup>一</sup>符僞、得<sup>二</sup>前越中守從五位上登義真人藤津解<sup>一</sup>僞」とあり、天長元年六月二〇日付太政官符に引かれたものを、さらに二二日(二三日)付官符が引用するという構造になっているのである。この二〇日付官符は、大和・山城・摂津等の国に下すことからして、登美藤津解を受けて決定した措置を法隆寺・延暦寺・四天王寺に通達するよう指示する内容であったとみられる。

それでは、登美藤津解とは、どのようなものであったか。【史料

1) によれば、四天王寺・法隆寺の安居講師に永く天台宗僧を招き、『法華経』と天台宗法門を講じさせることを趣旨としており、そうした申請を行う理由を次のように説明している。

四天王寺・法隆寺は聖徳太子が建立したものであるという表明からはじめ、自ら法華維摩勝鬘等経疏(『三経義疏』)を著し、諸道俗のために平等に講説したという聖徳太子の仏教興隆の事績を紹介する。さらに、聖徳太子慧思禪師後身説・小野妹子南岳取経説話を挙げ、当時の人々がみな聖徳太子は慧思の応化であると言ったという。そのうえで、天台宗は智顛が慧思の所伝を受けた教えであると述べ、慧思を媒介として、天台宗と聖徳太子、ひいては、その建立にかかる四天王寺・法隆寺との関係を示唆している。続いて、天平勝宝五年(七五三) 一月、「大唐副使伴宿祢胡滿」(大伴古麻呂)が鑑真を密かに日本に招請し、その鑑真が天台法門を将来したと指摘する。これらを踏まえ、聖徳太子が著した経疏と天台宗とはみな同類のものであると結び、上述した申請を行っているのである。

このように読み解いてくると、登美藤津解は、四天王寺・法隆寺と天台宗・延暦寺を結びつけようとする論法で貫かれていることがわかる。解文中でその役割を担っているのが、慧思や大伴古麻呂であった。大伴古麻呂は、後述する延暦寺俗別当伴国道の祖父にあたる。鑑真による天台法門の将来を大伴古麻呂の功績として強調することは、伴国道の『天台仏法流布吾朝事』にもみえる。蘭

田香融氏が述べるように、登美藤津解の背後に伴国道の意思が働いていたことは間違いないであろう。<sup>5)</sup> さらにいえば、延暦寺俗別当の祖父の事績を持ち出し、四天王寺・法隆寺の建立から鑑真の来日に至る日本仏教史と延暦寺を結びつけることによって、延暦寺による両寺の安居への関与を正当化しようとしたのではなからうか。

これら延暦二二年官符、天長元年官符所引の登美藤津解を受けて下されたのが、天長二年官符である。申請を認め、毎年、御齋会の聴衆の僧二人および四天王寺・法隆寺安居講師の僧二人の名を記して延暦寺俗別当に申送し、さらに僧綱に知らせよとする淳和天皇の勅を右大臣藤原冬嗣が宣している。安居講師の人数は「両箇寺安居講師僧二人」とあり、ここに「寺別」・「各」などの字句が含まれないことからみて、四天王寺と法隆寺で一人ずつ、合わせて二人ということであろう。<sup>7)</sup>

以上のような内容を持つ太政官符が下された背景は、『伝述一心戒文』巻中に載せる「宮中聴衆安居講師申宛寺家文」に詳しい。それによると、天台宗僧を御齋会聴衆に加え、四天王寺・法隆寺の安居講師として派遣することには、延暦寺俗別当伴国道の関与が認められる。ここでは、安居講師の問題に絞ってみておきたい。「宮中聴衆安居講師申宛寺家文」には、法隆寺檀越登美藤津から伴国道に渡った書状「前越中守登美大夫書」(「前越中守從五位上登美真人藤津解」)が引かれ、そこに「為<sub>レ</sub>伝<sub>二</sub>天台宗<sub>一</sub>、比叡無食之僧、令<sub>レ</sub>住<sub>二</sub>法隆寺天王寺<sub>一</sub>、宛<sub>二</sub>於供養<sub>一</sub>」<sup>8)</sup>と記されていた。こ

のことを踏まえ、蘭田氏は次のように説明している。初期の天台教団は沈滞の極にあり、義真や光定は宗勢挽回策として叡山出身の僧侶の出仕の途を開拓しようとしていた。そこで、「比叡無食の僧」を救済するため、伴国道と登美藤津が図って、法隆寺・四天王寺の安居講師に天台宗僧を任命することになった。

その結果、四天王寺では、天長二年に光定、同六年（八二九）に円仁、貞観一四年（八七二）に円珍が安居講師となっている。光定は天長九・一〇年（八三二・八三三）の両年、もしくは、そのどちらか、円仁は同五年（八二八）に法隆寺でも安居講師を務めている。渡辺晃宏氏が法隆寺における円仁の例を挙げて述べているように、本官符は実効性を有していたことが知られる。<sup>10)</sup>

次に、安居における講説経典を確認しておこう。『伝述一心戒文』巻中に「三夏居<sup>11)</sup>四天王寺<sup>12)</sup>、奉<sup>13)</sup>上宮廟<sup>14)</sup>、開<sup>15)</sup>説法華<sup>16)</sup>一首（并小序）」と見え、太政官符が出された直後の天長二年、四天王寺では、『法華経』が講説された。同六年には、『法華経』・『仁王経』の二部経となり、貞観一四年には、円珍が奏上して、これに『最勝王経』を加えている。その五年後の元慶元年（八七七）には、諸大寺の安居において『法華経』・『仁王経』・『最勝王経』の三部経を講説すべきことが定められた。<sup>13)</sup>これが『延喜式』玄蕃寮、安居条の規定に継受され、四天王寺は、法隆寺など一一か寺とともに前掲の三部経の講説が法制化されるに至った。四天王寺安居の内容が徐々に拡充されていったことをみて取ることができよう。

一方、法隆寺の場合、光定・円仁による講説が史料上で判明するのは、『法華経』のみである。

以上、本章では、『伝述一心戒文』を参照しつつ、天台宗僧が四天王寺・法隆寺の安居講師を務めるよう定めた天長二年二月八日付太政官符を分析し、それ以後のこれら両寺における安居講師の任命状況と講説経典の変遷を確認してきた。ここでは、次の二点を指摘しておきたい。第一に、安居講師の問題は、天長元年六月下旬に両寺と延暦寺の所在国に官符が下されるなど、最終決定される半年以上前から政策として具体化していたことである。第二に、その過程においては、寺家本体というより、それを取り巻く法隆寺の檀越や延暦寺の俗別当といった在俗の人物が主導的な役割を果たしていたことである。

天長二年官符の措置は、寺僧に活動の場が与えられる延暦寺にとっては朗報であったに違いないが、安居という寺内行事に他寺僧が関与してくる事態に、にわかには直面した四天王寺や法隆寺では、これをどのように受け止めたであろうか。章を改め、九世紀段階における両寺の反応について比較検討してみたい。

## 二 九世紀の四天王寺・法隆寺と天台宗

前章でみたように、四天王寺・法隆寺には、天長二年以降、延暦寺から安居講師が派遣され、安居の実施される毎年四月一五日～七月一五日の三か月間という一定の期間ではあるが、天台宗僧

の寺内への進出を招くこととなった。それに対して明確な反応を示しているのが、法隆寺である。そのことは、貞観二年（八六〇）の「法隆寺牒」に端的に表れている。この「法隆寺牒」は、『日本三代実録』貞観二年一〇月二五日辛丑条や、『類聚三代格』卷三、同日付太政官符に引用されている。ここでは、『日本三代実録』のもの掲げる。

【史料2】『日本三代実録』貞観二年一〇月二五日辛丑条

廿五日辛丑。法隆寺牒曰、檢<sub>二</sub>案内<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>功德安居、官安居<sub>一</sub>、  
二色講師<sub>一</sub>。功德安居講者、上宮太子之本願、官安居講者、  
勝宝感神天皇之本願也。昔日僧等、件<sub>二</sub>二色講<sub>一</sub>、互当<sub>二</sub>其次<sub>一</sub>、  
則為<sub>二</sub>得業<sub>一</sub>。而依<sub>二</sub>登美真人藤津解<sub>一</sub>、天長二年以降、延曆寺  
僧為<sub>二</sub>官安居講師<sub>一</sub>。爾來功德一講、依<sub>二</sub>次充<sub>レ</sub>之、即為<sub>二</sub>夏講  
業<sub>一</sub>。而太政官去齊衡二年八月廿二日格、補<sub>二</sub>任諸国講読師<sub>一</sub>  
者、以<sub>二</sub>五階僧<sub>一</sub>為<sub>二</sub>講師<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>三階僧<sub>一</sub>為<sub>二</sub>読師<sub>一</sub>者。有司案<sub>二</sub>  
此格<sub>一</sub>云、所謂夏講已請<sub>二</sub>延曆寺僧<sub>一</sub>。專寺僧等所<sub>レ</sub>請功德講、  
是格外之色、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>夏講業<sub>一</sub>。今諸大寺惣有<sub>二</sub>其色<sub>一</sub>、成<sub>二</sub>  
五階業<sub>一</sub>。至<sub>二</sub>法隆寺<sub>一</sub>、既無<sub>二</sub>其色<sub>一</sub>。何以立<sub>レ</sub>業。望請、件功  
徳講、為<sub>二</sub>夏講業<sub>一</sub>、下<sub>二</sub>知所司<sub>一</sub>、以為<sub>二</sub>永例<sub>一</sub>。然則先聖本  
願、隆<sub>二</sub>於万代<sub>一</sub>、伝燈末学、紹<sub>二</sub>於億劫<sub>一</sub>。從<sub>レ</sub>之。  
「法隆寺牒」の概要は、次の通りである。法隆寺には、聖徳太子  
を本願とする功德安居と、聖武天皇を本願とする官安居の二種類  
があり、寺僧はこれらの講師を務めることで得業としてきた。し

かし、天長二年、登美藤津解により延暦寺僧が官安居の講師を務めるようになって以来、寺僧は功德安居の講師のみ務め、それを夏講業とした。さらに、齊衡二年（八五五）八月二二日格によって、五階業を経た者を諸国講師、三階業を経た者を諸国読師とするようになった。夏講業にはすでに延暦寺僧を請じており、法隆寺僧が修する功德安居は格外だから、これを夏講業とすることはできないと官人らが言っている。今、諸大寺には、夏講業があつて五階業をなしているのに、法隆寺には、それが無い。どうやって得業せよと言うのか。法隆寺僧が修する功德安居を夏講業としてほしい。

ここにみえる齊衡二年八月二二日格とは、諸国講読師の任用資格を定めたもので、『類聚三代格』卷三、同年八月二三日付太政官符によると、試業・複講・維摩立義の三階業を経た者を読師、これに夏講と供講を加えた五階業を経た者を講師とすることとしている。「法隆寺牒」における寺僧の問題意識を明確にするために、法隆寺僧の階業をめぐる当時の状況を確認しておきたい。<sup>14</sup>貞観元年（八五九）四月には、皇太后藤原順子の御願によつて、安祥寺に年分度者三人が置かれており、その願文に「須<sub>二</sub>准<sub>二</sub>新薬、弘福、法隆、崇福等寺之例<sub>一</sub>、預<sub>中</sub>維摩会最勝会堅義之列<sub>上</sub>。其年次者、置<sub>二</sub>崇福下<sub>一</sub>」<sup>15</sup>という一節がある。得度後七年間の寺内における修学を終えた安祥寺の年分度者に対する処遇の希望を述べた箇所である。これによると、安祥寺の年次を崇福寺の下に置くということから、毎年恒例ではなく、新薬師寺・弘福寺・法隆寺・崇福寺での輪番



であったとみられるが、貞観元年の時点で法隆寺がすでに維摩会  
 豎義・最勝会豎義の列に預かっていたことがわかる。

すなわち、貞観初年には、法隆寺僧の中に斉衡二年格における  
 三階業の最終階梯たる維摩立義を経た者がいた可能性が高い。し  
 たがって、一粹しかない官安居の講師を延暦寺僧に占められた状  
 況のもと、功徳安居が夏講業として認められなければ、法隆寺僧  
 の昇進は、諸国読師止まりとなってしまうのである。

さらに、貞観元年正月には、諸宗の五階業修了者↓維摩会講師  
 ↓御齋会・最勝会講師↓僧綱という五階業から先の僧侶の昇進コ  
 ースが示されている。<sup>16</sup>このことは、その翌年に「法隆寺牒」が出  
 される背景として注目されるが、それよりもむしろ、貞観初年の  
 法隆寺における三階業修了者の存在を前提にすれば、この昇進コ  
 ースへはおろか、これに繋がる次の階梯にすら進めないことへの  
 寺僧の煩悶がより際立つてであろう。藺田氏は、貞観二年の「法隆  
 寺牒」に「檀越登美藤津に対する寺僧の憤懣が言外に溢れている」  
 とし、天長二年の法隆寺安居講師に関する措置は、寺僧の要求で  
 はなく、檀越の専断によると指摘している。

法隆寺僧と檀越の対立が明確に表れているのが、これより先、  
 承和一二〜一三年（八四五〜八四六）に起こった法隆寺僧善愷訴  
 訟事件である。

善愷の訴訟の内容は、『続日本後紀』の承和一三年九月乙丑（二  
 七日）条に「至当年春夏際」、法隆寺僧善愷、告少納言従五位

下登美真人直名所犯之罪」、同年十一月壬子（二四日）条に「今  
 檢訴状」、直名強売賤物」、過取之差直錢、准賊布廿二端三寸」  
 とされる。ここにみえる登美直名は藤津の子で、『日本文徳天皇実  
 録』仁寿二年（八五二）二月癸未（二二日）条などによって法  
 隆寺の檀越であったことが確認できる。すなわち、法隆寺僧善愷  
 は、寺の資財を強売して不当に収入を得た檀越登美直名を太政官  
 に訴えたのである。その時期については、善愷の訴訟を審理した  
 左大弁正躬王と右大弁和氣真綱が承和一三年正月に解任されてい  
 ることから承和一二年中とする説に従うべきであろう。<sup>18</sup>

この事件は、伴善男の介入によって裁判手続きに関する明法博  
 士の公的な論争、弁官解任事件にまで発展するが、藺田氏が述  
 べているように、狭義には、法隆寺僧・檀越間の私的な紛争であ  
 った。さらに、藺田氏は、この事件には、承和の変に起因する藤  
 原良房と伴善男の対立という政治史的背景に加え、法隆寺檀越登  
 美氏の専横に対する法隆寺僧の反発という宗教政策上の背景があ  
 ったとする。この宗教政策上の問題に関して藺田氏が言及したの  
 が、前述の天長二年官符と貞観二年の「法隆寺牒」であった。

法隆寺僧善愷訴訟事件および「法隆寺牒」の検討を通じて、藺  
 田氏は、九世紀の法隆寺の動向について、寺僧の間に自主権回復  
 の意識が芽生え、檀越登美氏の独擅を排除するに至り、法隆寺が  
 古代的・氏寺の寺院から中世的寺院へ成長する動きを示している  
 と評価した。

以上によって、九世紀、法隆寺が檀越登美藤津の申請による寺内への天台宗の進出に対し、抵抗的な姿勢を示していたことは明らかであろう。その一方で、四天王寺では、天台宗僧が安居講師として入寺することに何らかの行動を起こしたことは、史料上、見出すことができない。そこで、九世紀における四天王寺と天台宗の関係が窺われる例に注目してみたい。

天長・承和年間、四天王寺では、聖靈御髮・太子髻中明珠という聖徳太子の「遺髪」に関わる聖遺物が創出されていた。このうち、太子髻中明珠は天長一〇年、五重塔の朽損を修理したときに発見されたもので、『法華経』安樂行品にみえる髻中明珠喩をもとに案出されたと考えられる。<sup>19</sup> 天長二年の八年後の出来事である。

また、『明匠略伝』や『元亨釈書』によれば、九世紀後葉、後に律師となる明達が一五歳のときに「天王寺ノ十禪師天台ノ僧」尋仙から摩訶止観等の天台法門を受けたという。<sup>20</sup> この所伝を信じると、当時、四天王寺には、天台教学を教授可能な僧侶がいたことになる。

これらの例をみる限り、四天王寺は、天台宗の進出に対して寛容で、かつ天台宗の思想を積極的に取り入れようとしていたように思われる。<sup>21</sup> 前章で確認した四天王寺における安居の内容が天台宗僧により徐々に拡充されていることも、そのことの表れといえよう。九世紀段階において四天王寺では、天長二年官符に端を発した天台宗の受容に対して、法隆寺とは全く正反対の反応を示していたのである。法隆寺の檀越に過ぎず、聖徳太子の弟来目皇子

の後裔というだけで、四天王寺と直接的には関係がないとみられる登美藤津の申請による、いわば、法隆寺との抱き合わせの措置であることを思えば、この反応は、抵抗的であった法隆寺との対比において、よりいっそう注目される。この対照的な反応の背景を考えるうえで参考になるのが、次の史料である。

【史料3】『伝述一心戒文』卷上<sup>22</sup>

惟天長九年、発<sup>1</sup>向法隆寺<sup>2</sup>、講<sup>3</sup>一乘經<sup>4</sup>、述<sup>5</sup>天台義<sup>6</sup>。披<sup>7</sup>延曆寺有<sup>8</sup>慧思大師伝文<sup>9</sup>、仰<sup>10</sup>大師徳<sup>11</sup>、相<sup>12</sup>大義味<sup>13</sup>。彼寺鏡慧禪師授<sup>14</sup>南岳大師影<sup>15</sup>。看<sup>16</sup>師影<sup>17</sup>尋<sup>18</sup>伝文<sup>19</sup>、為<sup>20</sup>留<sup>21</sup>師迹<sup>22</sup>。凶<sup>23</sup>大師等影在<sup>24</sup>延曆寺<sup>25</sup>。後学諸賢、礼<sup>26</sup>影而可<sup>27</sup>知<sup>28</sup>芳徳<sup>29</sup>、看<sup>30</sup>師以<sup>31</sup>知<sup>32</sup>靈験<sup>33</sup>。

本史料によると、天長九年、光定が安居講師として法隆寺に赴いた際、延曆寺所有の「慧思大師伝文」を披見し、同じく延曆寺にある「大師等影」から描かせた「南岳大師影」を法隆寺の鏡慧に授けたという。安居の場で法隆寺が延曆寺から慧思に関わる文物を披見・授与されていることに留意したい。「後学諸賢」以下の一節が端的に示しているように、延曆寺と法隆寺との間には、慧思関連文物を媒介とした一種の上下関係が窺われるのである。

光定は、天長二年、四天王寺安居講師を務めた際、上宮廟に「開説法華」の七言詩を奉献しているが、寺僧に延曆寺由来の文物を授けたことはみえない。『伝述一心戒文』によれば、弘仁七年（八一六）、宗祖最澄も四天王寺上宮廟に法華弘宗の詩を奉献してお

り、最澄・光定ら初期の天台宗僧における四天王寺の位置づけは、法隆寺に比して高かったようである。

四天王寺では、宝亀二年（七七二）、四天王寺三綱衆僧敬明によつて慧思の転生譚を含む『七代記』（『四天王寺障子伝』）が作成されていた。また、宝亀三年（七七二）～延暦二年（八〇三）には、慧思とその弟子僧を描いた五重塔壁画が完成していたと考えられる。<sup>26</sup> 四天王寺には、天長二年の天台宗の安居講師受け入れに先立つ奈良時代後期～平安時代初期の時点ですでに慧思の法統に連なる天台宗の教義を受容しやすい土壌があったのである。

このことが、安居における天台宗側の四天王寺・法隆寺に対する態度の差異を生み、天台宗の受容という局面で、両寺で対照的な反応となつて表出したと推測される。それでは、これに続く一〇世紀には、四天王寺と天台宗との関係は、どのように推移するであろうか。

### 三 天台宗勢力の進出と一〇世紀の四天王寺

九世紀における天台宗受容に対する四天王寺と法隆寺の反応の違いは、一〇世紀になると、両寺の別当の補任状況に如実に表れることになる。四天王寺・法隆寺の別当次第関係史料から九・一〇世紀における歴代別当を抜き出し、【表一】・【表二】にまとめた。<sup>26</sup>

別当次第関係史料の記載については、初期の歴名を中心に、その信憑性が疑問視されてきた。<sup>27</sup> では、ここで取り上げる両寺の別

当次第はどうか。

『法隆寺別当次第』から検討しよう。本史料には、問題点をいくつか見出すことができる。第一に、長賢は、『日本三代実録』や興福寺本『僧綱補任』によれば、貞観一二年（八七〇）に没しているので、元慶二年（八七八）の別当への補任は不審である。第二に、二代長賢～九代湛照の在任期間は貞観一二年制で別当の任期として定められた四年の倍数であり、作為性を感じられる。<sup>28</sup> 第三に、六代寛延～九代湛照の別当補任年次と興福寺本『僧綱補任』における僧綱に列した年次との隔たりが大きい。第四に、この四代について、興福寺本『僧綱補任』所載の年齢をもとに算出すると、寛延は二～三四歳、観理は二九～三七歳、法縁は二五歳、湛照は三一～四〇歳と、いずれも若くして別当に補任されており、不自然である。第五に、承平二年（九三二）補任とされる八代法縁は、康保元年（九六四）補任の一〇代法縁と同一人物とみられ、法縁が三二年の時期を隔てて再任されていることにも、疑問が残る。観理は天徳四年（九六〇）に六六歳で醍醐寺座主、安和二年（九六九）に七五歳で東大寺別当、法縁は天禄二年（九七一）に六四歳で東大寺別当（その後、天延二年（九七四）に再任）、天元元年（九七八）に七一歳で醍醐寺座主、湛照は貞元三年（九七八）に七一歳で東大寺別当になっている。<sup>29</sup> いずれも高齢での別当（座主）への補任であり、彼らが法隆寺別当に補任されたときの年齢が若年過ぎることは、明らかであろう。<sup>30</sup>



天徳二年（九五八）に没した寛延を除くと、観理・法縁・湛照は、諸寺別当（座主）以外でも、一〇世紀半ば以降の活動が確認される。<sup>32</sup>『三会定一記』によれば、観理は天暦六年（九五二）、法縁は安和二年、湛照は康保三年（九六六）に維摩会講師となっている。観理は、天徳五年（九六一）、御齋会内論義で論義衆僧の交名を読んでいるのをはじめ、応和二年（九六二）・康保三年に灌仏の導師、応和三年（九六三）八月に清涼殿法華八講の発願導師を務めている他、康保四年（九六七）には、村上天皇の崩後行事に関与している。<sup>33</sup>また、湛照は、天元五年（九八二）三月、季御読経の論義の際に南殿、同年五月、仁王経不断御読経の際に内裏に候したことがみえる。<sup>34</sup>さらに、天暦八年（九五四）一月の宸筆法華八講には、観理が講師、湛照が聴衆として加わっている。<sup>35</sup>

このように、僧綱・他寺の別当（座主）への補任年次や、他史料から窺われる活動時期を参照しても、寛延と湛照の四代が法隆寺別当に補任された年次は早過ぎるといえよう。したがって、『法隆寺別当次第』が一〇世紀半ばまでに在任したとする別当の補任年次には、依拠しがたいと考えられる。<sup>36</sup>

しかし、長賢は、法隆寺僧が毎年、維摩会立義・最勝会立義に預かることを認めた貞観一〇年（八六八）五月一日付太政官符で「彼寺別当伝燈大師位長賢」と言及されており、貞観一〇年の時点で法隆寺別当であったことがわかる。寛延も寛弘九年（一〇一二）九月二日付東大寺宛て太政官牒に引く「彼寺所司五師学衆

等去年十一月廿一日奏状」に「法隆寺別当律師寛延」とみえ、法隆寺別当であったことが確かめられる。また、【表2】に示したように、歴代別当が僧綱に列した年代の前後関係と、別当への補任の順序に矛盾するところはない。一〇代法縁の重出とみられる八代法縁を除けば、<sup>39</sup>『法隆寺別当次第』が記す別当補任の事実と補任の順序まで疑う必要はないであろう。さらに、本寺の記載も、他史料に所見のある僧侶については、おおむねそれらの記載と符合する。<sup>40</sup>

それに対して、四天王寺の場合、【表1】のもととした『四天王寺別当次第』の記載の信憑性は高いとされている。<sup>41</sup>本表からもわかるように、一八代・二〇代乘恵、二二代清胤、二三代忠暹、二四代延源の別当補任年次は、彼らが僧綱以下、中央の僧職に補任された年次とほぼ重なる。また、諸史料から確認できる彼らの活動時期とも矛盾しない。<sup>42</sup>その一方で、一〇世紀前半までは、川岸宏教氏が述べるように、他史料に所見のない別当が大半を占める。<sup>43</sup>しかし、八・九世紀の東大寺別当のように、その実在を否定する史料があるわけでもないことから、<sup>44</sup>『四天王寺別当次第』の記載は、一〇世紀前半までのものも含めて、ひとまず信を置いて考えるのが穏当であろう。

以上を踏まえ、一〇世紀における四天王寺・法隆寺の別当の補任状況を比較すると、次の二点が指摘できる。

第一に、延暦寺僧の別当としての入寺の有無である。四天王寺では、延長七年（九二九）補任の仁解以降、清穩・乘恵・清胤・

忠蓮・延源、延暦寺僧と推定される安法も含めると、八代七人が延暦寺から別当として入寺している。ただし、その傾向が強くなるのは、康保元年補任の一八代乗惠以降のことであり、四天王寺は、九世紀、天台宗受容に積極的ではあったが、別当人事においては、一〇世紀半ばまで寺僧から補任する方針を堅持しようとしていたことも読み取れる。一方、法隆寺では、天徳二年以前補任の六代寛延まで法隆寺僧が別当を務めた後、天徳四年以前補任の七代観理以降、寺外僧が別当として入寺してくるが、東大寺・興福寺の南都寺院の僧侶に限られ、延暦寺僧の別当職への進出は全くみられない。

第二に、僧綱に列する寺内出身の別当の有無である。法隆寺では、僧綱に列した寺内出身の別当に長賢と寛延がいる。興福寺本『僧綱補任』によれば、両者とも権律師止まりだが、それでも僧綱入りしていることに変わりはなく、さらに、別当と兼帯している可能性がある。別当ではないが、道詮も貞観六年(八六四)、已講の勞により権律師として僧綱入りを果たしている。一方、四天王寺では、乗惠・清胤のように僧綱を兼帯する延暦寺僧の別当としての入寺はあっても、僧綱に列した四天王寺僧の存在を確認することはできない。

これらは、四天王寺・法隆寺間における対照的な特徴として重視すべきであろう。ここでは、第一の点に注目したい。このことは、両寺ともに九世紀には、天台宗の安居講師を受け入れていたが、一〇世紀になると、四天王寺のみが延暦寺僧の出向先とされ

たことを意味している。つまり、九世紀、天台宗の進出に抵抗的であった法隆寺では、その影響力を排除することに成功し、反対に寛容であった四天王寺では、別当職への延暦寺僧の進出を徐々に招くことになったのである。別当職以外では、天台宗勢力はどのように四天王寺に進出していったのであろうか。次の二つの史料から考えてみたい。

【史料4】『天王寺秘決』「天王寺別院事」項

一、天王寺別院事

万塔院

聖武天皇御願

六時堂 同前 本食堂

三昧堂 学惠律師十師 天元六年

冷泉院御願

新院 葉師院 清隱十禪師 元慶六年

朱雀院御願

念仏堂 為「西門南脇」、移「垣外」、後白河院御時也。

鳥羽院御願

百濟寺 範鏡寺 範海寺 百濟寺 王住百濟郡地

福田院 菩提院

正国寺 可レ尋レ之 冥興寺 安倍寺ヲ云歟。

【史料5】『四天王寺別当次第』一八代・二〇代乗惠の項

十禪師内供乗惠 康保元年(甲子)十月廿七日任

治十二年 三昧院本願 冷泉院御願

(中略)

十禪師律師乘恵 天元六年(癸未)三月廿六日任 還補

治一年 三昧院別当兼任

【史料4】は、嘉祿三年(一一二七)成立の『天王寺秘決』の冒頭の記事で、四天王寺の別院を書き上げたものである。<sup>46</sup>その三番目に天元六年(九八三)、「学恵律師十師」による冷泉院御願の三昧堂、四番目に天慶六年(九四三)、「清隠十禪師」による朱雀院御願の新院・薬師院が挙げられている。一方、【史料5】によると、乗恵が一八代別当のときに冷泉院御願の三昧院の本願となり、天元六年、二〇代別当に再任されるにあたって、三昧院別当を兼任したことがわかる。三昧院(堂)は、乗恵が一八代別当在任中に着工され、二〇代別当に補任される天元六年までには完成していたのであろう。近世の寺誌『天王寺誌』によれば、「冷泉帝安和二年勅建立」という。四天王寺において、新院・薬師院・三昧院(堂)という天台系の別院は、一〇世紀半ば前後に建立されていることを確認しておきたい。

この時期の延暦寺の状況を参照しつつ、これら四天王寺の別院の意義を考えることとしよう。『叡岳要記』巻上などによると、天慶年間、朱雀天皇の御願によって新延命院が延暦寺東塔に建立されている。天慶年間には朱雀天皇の不予がしばしばみられる時期であり、延暦寺における新延命院の建立は、これと関係している。<sup>47</sup>

四天王寺の薬師院も、その名称からみて、延暦寺新延命院と同様の意図をもって建立されたとみられる。清穩の別当補任後であれば、天慶八年(九四五)の不予が契機であろう。<sup>48</sup>

また、一〇世紀半ばは、延暦寺三塔の法華三昧堂(法華堂)がそれぞれ新造・再建・整備された時期でもある。まず、天曆八年、良源によって藤原師輔発願の法華三昧堂が横川に創建されたことが、『慈恵大僧正伝』にみえる。次に、康保三年一〇月、最澄の創建にかかる東塔の法華三昧堂が講堂以下三一字とともに焼亡したが、翌年四月、良源によって再建されている。<sup>49</sup>さらに、『叡岳要記』巻下によると、西塔の法華堂には、普賢菩薩像・伝教大師筆『法華経』一部が安置されたという。これは、天台座主喜慶が村上天皇から下賜されたもので、康保二年(九六五)、天皇の御悩に際し、仁寿殿で孔雀経法を修したことへの賞と伝えられる。四天王寺における三昧院(堂)の建立も、こうした延暦寺三塔における法華三昧堂(法華堂)をめぐる動きと軌を一にしているといえよう。すなわち、一〇世紀半ば前後の四天王寺における別院の建立は、延暦寺における子院建立の影響を受けていることがわかる。天皇御願の別院を建立することによる寺運の強化という側面はあるものの、天台宗の支配という意味では、さらにそれを深化させることになった。九世紀の天台宗安居講師派遣に対する四天王寺の寛容さは、一〇世紀には、延暦寺僧の別当としての入寺に留まらず、天台系別院の建立という事態にまで立ち至ったのである。

しかし、その一方で、一〇世紀において四天王寺は、天台宗勢力の進出に対して寺家の独自性を打ち出してくるようにもなる。例えば、人事面では、延暦寺出身の別当に対して、『四天王寺別当次第』に「十禪師ハ天王寺供僧等也」といい、寺内の僧職であった四天王寺十禪師の肩書きを要請している。それは、僧綱など中央の僧職を兼ねる延暦寺僧に対しても、一〇世紀末に至るまで一貫して変わらない。また、寺院資財の面では、天徳四年に罹災した五重塔壁画の修復に際し、延暦寺出身の別当ではなく、四天王寺の寺家側に主導権のあったことが、壁画に描かれた人物から窺われるのである。こうした寺家独自の動きは、天台宗の影響力が増大していく中であって、四天王寺が寺としての一定の自立を確保しようとする試みであると評価される。その後、寛弘四年（一〇〇七）には、都維那十禪師慈運によつて『四天王寺御手印縁起』が発見されるが、発見当日の八月一日は、「長吏下寺之日」であった。<sup>(82)</sup>すなわち、縁起の発見は、延暦寺からの別当（慶算）下向に對する寺家側の反動とみられ、ここでみた寺家による自主性確保と同一の流れで理解することができる。

### おわりに

本稿では、平安時代の四天王寺における天台宗の受容について、法隆寺の動向と比較しながら、九・一〇世紀を中心にその過程を跡づけてきた。論点を整理すると、次の通りである。

- ① 天長二年二月八日付太政官符では、天台宗僧を四天王寺・法隆寺の安居講師とすることが定められた。この問題は、前年の六月から法隆寺檀越の登美藤津や延暦寺俗別当の伴国道らに俗の人物を中心に政策として具体化しており、その時点で、それぞれの所在国を通じて、延暦寺・四天王寺・法隆寺に通達されていたと考えられる。
- ② 九世紀、法隆寺では、善愷訴訟事件や貞観二年の「法隆寺牒」によつて、檀越登美氏の専横や天台宗の進出に抵抗的な姿勢を示していた。一方、同時期の四天王寺では、天台宗の進出に對して抵抗した形跡は確認されず、むしろそれに寛容で、天台宗の思想を積極的に取り入れていたとみられる。
- ③ その結果、一〇世紀に入り、他寺僧が別当として入寺するようになって、法隆寺では、延暦寺僧が別当に補任されることなく、天台宗の影響力を排除することに成功している。それに対し、四天王寺では、別当職への延暦寺僧の進出を徐々に招くことになり、その傾向が強くなる一〇世紀半ば前後には、天台系別院が寺内に建立された。
- ④ このように、一〇世紀における四天王寺への天台宗勢力の進出は顕著ではあるが、その一方で、四天王寺は、人事面・資財面で寺家の独自性を打ち出してくるようになる。このことは、天台宗の影響力が増大していく情勢下、四天王寺が寺としての一定の自立を確保しようとする試みであった。

本稿で検討した時期に続く一〇世紀末以降には、四天王寺參詣が行われるようになり、四天王寺の霊場化が進む。このことについて、藤井由紀子氏は次のように述べている。すなわち、一〇世紀から一二世紀にかけて、四天王寺が延暦寺、次いで園城寺と本末關係を結んだことを重視し、他寺の介入というインパクトがなければ、霊場としての「復興」に向けた方向性・コンセプトを明確化できなかったのではないかという<sup>53)</sup>。確かに、延暦寺・園城寺の進出が霊場化の動因となった側面は否定できないが、本稿での検討を踏まえると、四天王寺の主体性も軽視すべきでないと考えらる。九・一〇世紀に天台宗を積極的に取り入れたのも、一〇世紀以降、影響力を増大させた天台宗勢力への対抗策を講じたのも、四天王寺の選択であった。四天王寺の天台宗受容は、延暦寺からの一方向的なものではなく、延暦寺・四天王寺双方の意思が相俟ってなされたことを強調しておきたい。一〇世紀末以降の四天王寺の動向についても、四天王寺に独自の、あるいは固有の要素を見極めながら、検討を進める必要があると思われるのである。

本稿では、専ら四天王寺側からの視点で平安時代における天台宗受容の様相を検討してきた。最後に、その起点となった天長二年官符の意義について、天台宗の立場から捉え直しておこう。時期は下るが、本官符は、一二世紀末、延暦寺・園城寺間の四天王寺別当職をめぐる相論の過程で引き合いに出され、四天王寺安居におけるそれぞれの流祖の功績を喧伝しつつ、自派から別当職に

補任される正当性を主張するために利用されているのである<sup>54)</sup>。俗別当と檀越の連携を背景に、安居講師の主たる派遣先として期待された法隆寺は確保できなかったが、四天王寺を自宗のもとに取り込むことに成功する契機となった本官符を、両派ともに重視していたことを物語っている。

注

- (1) 川岸宏教 a 「平安時代の四天王寺」(新修大阪府史編纂委員会編「新修大阪府史」第二卷、一九八八年)、同 b 「平安時代の四天王寺」(大阪府史編纂委員会編「大阪府史」第二卷、一九九〇年)、同 c 「中世初期の四天王寺」(四天王寺国際仏教大学紀要「三二・四〇、一九九九年」)。
- (2) 山口哲史 a 「四天王寺別当の成立と十禅師」(「大阪の歴史」八六、二〇一七年)、同 b 「四天王寺五重塔壁画に関する基礎的考察」(西本昌弘編「日本古代の儀礼と神祇・仏教」、塙書房、二〇二〇年)。
- (3) 『類聚三代格』卷二所収。
- (4) 『伝教大師全集』卷一、六二三〜六二六頁。
- (5) 藪田香融「法隆寺僧善愷訴訟事件に関する覚え書」(同「平安佛教の研究」、法蔵館、一九八一年。初出は一九六〇年)、一五四頁。以下、藪田氏の見解は、同論文による。
- (6) 岡野浩二「延暦寺の俗別当制」(同「平安時代の国家と寺院」、塙書房、二〇〇九年)、三二頁。
- (7) 「写経雑物出納帳」所収天平勝宝六年(七五四)四月一五日付造寺司務所宛て東大寺三綱牒(「大日本古文書」編年文書四、三四頁)や、「延喜式」玄蕃寮、安居条の規定の分析によっても、安居講師の人数は寺別に一人であったとみられる。
- (8) 『伝教大師全集』卷一、五九〇〜五九四頁。書状の授受關係については、石田瑞磨「天台宗教団発展過程における抵抗と妥協―賀茂・春



日両神分年分度者の制を通して——(塩入良道・木内堯央編『伝教大師と天台宗』、吉川弘文館、一九八五年。初出は一九六〇年)、二〇三頁も参照。

- (9) 『伝述一心戒文』巻中・『延暦寺故内供奉和上行状』、『慈覚大師伝』、『智証大師年譜』。

- (10) 『伝述一心戒文』巻上(天長九年)・『延暦寺故内供奉和上行状』(同一〇年)、『慈覚大師伝』。

- (11) 渡辺晃宏「法隆寺僧善愷訴訟事件と九世紀の四天王寺」(法隆寺編『法隆寺史』上—古代・中世—、思文閣出版、二〇一八年)、二五三頁。

- (12) 『伝教大師全集』巻一、五九四頁。

- (13) 『類聚三代格』巻二、元慶元年五月二日付太政官符。

- (14) 階業については、前田慶一「階業制度に関する基礎的考察—立義を中心に—」(『日本歴史』六六六、二〇〇三年)も参照。

- (15) 『日本三代実録』貞観元年四月一八日癸卯条。『類聚三代格』巻二、同日付太政官符もほぼ同文の願文を載せる。

- (16) 『日本三代実録』貞観元年正月八日乙丑条。

- (17) 鶴岡静夫「平安初期における法隆寺をめぐる対立関係」(同『古代仏教史研究』、文雅堂銀行研究社、一九六五年。初出は一九六〇年)、一六二—一六三頁。

- (18) 佐伯有清「伴善男」(吉川弘文館、一九七〇年)、早川庄八「承和十三年弁官罷免事件の審理経過についての覚え書き」(『名古屋大学文学部研究論集』史学)三五、一九八八年)、渡辺氏前掲注(11)論文。

- (19) 『天王寺秘決』「宝塔心柱、六粒舍利、六筋警事」項所引「雷電記」、『供僧等紫衣事』項。『続日本後紀』天長一〇年六月癸亥(八日)条に「又令天下諸国「修中理寺塔破壊者及神社」とあり、『天王寺秘決』の記事は、このときのことを述べたものとみられる。

- (20) 山口哲史「聖霊御髪・太子警中明珠と平安初期の四天王寺」(『古代史の研究』一七、二〇一一年)。

- (21) 山口前掲注(2) a 論文では、明達が天慶四年(九四一)、七九歳時に権律師に補任されたとする『明匠略伝』の記載に従って、元慶元年(八七七)頃の出来事とした。しかし、諸書によって明達の任僧綱・入滅年代および年齢が異なることから、本稿のように記述を改めた。なお、明達が一五歳であったのは、興福寺本『僧綱補任』によれば、仁和元年(八八五)、『元亨釈書』によれば、寛平三年(八九二)のこととなる。

- (22) 具体的な例証はないが、藤井由紀子氏も「天台宗との関係が希薄となつていった法隆寺とは対照的に、四天王寺は天台教義を積極的にとり入れ」たと指摘している。藤井由紀子「聖徳太子霊場の形成—法隆寺・四天王寺と権門寺院」(吉田一彦編『変貌する聖徳太子』、平凡社、二〇一一年)、一六二頁。

- (23) 『新撰姓氏録』左京皇別、登美真人条。なお、前掲の『伝述一心戒文』巻下所載の登美藤津解では、「太子者藤津之先、用明天皇第三子也」(『伝教大師全集』巻一、六二四頁)と述べ、聖徳太子を自身の直接の祖先と主張している。

- (24) 『伝教大師全集』巻一、五四八頁。

- (25) 山口前掲注(2) b 論文。

- (26) 【表1】は、山口前掲注(2) a 論文、相馬和将「南北朝・室町朝の四天王寺と四天王寺別当」(『ヒストリア』二七四、二〇一九年)も参照。また、安法の本寺は、四天王寺別当次第関係史料に明記されないが、安法が住した河原院は、正暦二年(九九二)、良源の弟子仁康による五時講の道場となつており(『日本紀略』同年三月一八日条等)、天台宗との関係が窺われるため、延暦寺と推定した。【表2】では、一一世紀以降、興福寺の権別当格(永照・長照・経尋ら)や別当補任以前(公範・覚嘗・覚晴ら)の僧侶が法隆寺別当に就いている例があることから、観理・湛照の補任年次を他寺別当(座主)補任以前に補正した。『興福寺別当次第』、平岡定海「興福寺の法隆寺への進出」(同『日本寺院史の研究』中世・近世編)、吉川弘文館、一九八八年。初出は一九六三年)を参照。

- (27) 牛山佳幸 a 「諸寺別当制の展開と解由制度」(同『古代中世寺院組織

の研究」、吉川弘文館、一九九〇年。初出は一九八二年）、同b「諸寺別当制をめぐる諸問題」〔古代史研究の最前線〕第二巻、雄山閣出版、一九八六年。

(28) 『日本三代実録』貞観十二年二月二十五日壬寅条。一〇代法縁の在任期間も四年だが、後述するように、法縁は天禄二年に東大寺別当に補任されており、康保四年の任終から四年後と时期的に違和感がないことから、ここに作為はないと考える。

(29) 醍醐寺座主への補任は、『醍醐寺新要録』座主次第篇、東大寺別当への補任は、『東大寺要録』別当章、「官符紛失注文」（康保五年（九六八）三月二〇日付東大寺宛て太政官牒、天延二年五月二四日付・貞元三年九月一七日付東大寺宛て太政官牒〔大日本古文書〕東大寺文書一（東南院文書一）、三三〇三五号文書）による。別当（座主）補任時の年齢は、興福寺本『僧綱補任』をもとに算出した。

(30) 乘忠が康保元年（九六四）に五八歳、清胤が永延二年（九八八）に四五歳で四天王寺別当に補任されたのと比べても、なお若い。四天王寺別当の年齢は、徳川昭武旧蔵本『僧綱補任』乾をもとに算出した。

(31) 『日本紀略』天徳二年八月一三日辛卯条、興福寺本『僧綱補任』同年条。その他、観理は天禄三年（九七二）に延暦寺惣持院供養の右方導師、法縁・湛照は天元三年（九八〇）に延暦寺根本中堂供養の左方納衆を務めていることが、『叡岳要記』巻上に見える。ただし、本書所載の諸堂供養会記事の信憑性は疑問視されており（岡野浩二『叡岳要記』諸堂供養会記事の歴史的意義、遠藤基郎編『年中行事・神事・仏事』、竹林舎、二〇一三年）、参考として挙げるに留める。

(32) 御齋会内論義は『御質抄』所引「村上天皇御記」天徳五年正月一日条、灌仏の導師は『江家次第』巻六、清凉殿法華八講の発願導師は『心利宗論記並恩覚奏状』、村上天皇崩後行事は『日本紀略』康保四年六月四日辛酉条（葬送、導師）・七月一四日辛丑条（七七日齋会、講師）による。

(34) 『小右記』天元五年三月二七日己未条・五月二〇日辛亥条。

(35) 彰考館文庫所蔵『願文集』二（大日本史料）一〇、二二一～二二三頁）。  
(36) 一〇代法縁以降は、さほど年代的なずれは認められないようである。例えば、一三代長隆は、寛和二年（九八六）、東大寺における円融法皇の受具足戒の呪願師を務めている（『太上法皇御受戒記』同年三月二二日庚寅条）。

(37) 『類聚三代格』巻二所収。

(38) 『大日本古文書』東大寺文書一（東南院文書一）、四五号文書。

(39) 八代法縁の在任期間が天徳四年以前に補任された観理と康保元年以前に補任された湛照の間で極端に短くなるうえに、一〇代別当として康保元年に再任されたとする、短期間での再登板となり、不自然である。

(40) 長賢・観理・長隆の本寺は、他史料の記載と一致する。禎果の本寺は、延長六年（九二八）二月一七日付「内供奉十禪師禎果弟子等解」〔平安遺文〕一―三二号文書）に平群郡印の押捺があることから、『法隆寺別当次第』の通り、法隆寺と推定できる。一方、湛照の本寺は、興福寺本『僧綱補任』三（会定一記）が東大寺、『叡岳要記』巻上が「法隆寺別当次第」と同じく興福寺とする。八代（重出）が東大寺、一〇代が興福寺とされる法縁の本寺は、興福寺本『僧綱補任』三（会定一記）・叡岳要記）巻上に東大寺とされ、興福寺とする史料はみられない。後に東大寺別当になっていることからみて、湛照・法縁の本寺は、東大寺とすべきであろう。

(41) 山本信吉「四天王寺蔵『四天王寺別当次第』略紹介」〔日本仏教〕二二、一九六五年、四七頁。

(42) 乘忠・清胤の別当在任中の京周辺における活動については、山口前掲注②a論文、二二―二三頁を参照。忠暹は、「内供阿闍梨」のとき、東三条院で頓死している（『小右記』長徳三年（九九七）二月一日丁庚子条）。「権記」正暦四年（九九三）五月二〇日丁未条には、藤原行成の般若若経転読の請僧として「忠道内供」がみえる。この忠道が忠暹と同一人物とすると、別当補任以前に内供奉十禪師の地位にあったことになる。延源は、一〇世紀末―一一世紀初頭に花山上皇（法

皇や藤原行成と交流のあったことが知られる(岡野浩二「天台僧延源の大威儀師補任について」、『寺院史研究』一四、二〇一三年)。

(43) 川岸氏前掲注(1) a 論文。

(44) 加藤優「良弁と東大寺別当制」奈良国立文化財研究所創立三〇周年記念論文集刊行会編『文化財論叢』、同朋舎出版、一九八三年。

(45) 『日本三代実録』貞観二年九月一五日甲子条によると、長賢は律師で没している。

(46) 六時堂・方塔院など本史料が記す建立年代には、疑問視されるものもあるが(福山敏男「初期の四天王寺史」、同著作集一「寺院建築の研究」上、中央公論美術出版、一九八二年。初出は一九六五年)、三昧院(堂)・新院・薬師院については、後述する延暦寺との関係から信用し、てよいと考える。

(47) 天慶元年(九三八)五月二日(『日本紀略』・『貞信公記』・八日(『西宮記』所引「九曆」逸文)、同二年(九三九)八月日欠(本朝世紀)・二四日(『貞信公記』)、天慶八年三月二〇日・五月二五日(『日本紀略』)。

(48) 山口前掲注(2) a 論文、二二頁。

(49) 『扶桑略記』康保三年一〇月二八日条、『慈恵大僧正拾遺伝』、「天台

座主記」一八代良源の項。『慈恵大僧正拾遺伝』は、榊田良洪「慈恵大僧正拾遺伝付慈恵大師絵詞」(『仏教史研究』八、一九七四年)による。

(50) 山口前掲注(2) a 論文、二八頁。

(51) 山口前掲注(2) a・b 論文。

(52) 真福寺本「四天王寺御手印縁起断簡」識語(国文学研究資料館編『聖徳太子伝集』、臨川書店、二〇〇六年)。

(53) 大村拓生「寺社から見た平安時代の大阪」(『大阪上町台地の総合的研究』東アジア史における都市の誕生・成長・再生の一類型―、二〇一四年)、二五〇頁、山口前掲注(2) a 論文、二四頁。

(54) 藤井氏前掲注(22) 論文、一六一―一六六・一七五―一七七頁。

(55) 『寺門高僧記』卷六所収、養和二年(一一八二)正月一七日付「園城寺学頭等天王寺別当職訴訟奏状」・建久七年(一一九六)一〇月二八日付「延暦寺三千衆徒等申請」。

【付記】『醍醐寺文書』所載「四天王寺別当次第」の複製にあたり、総本山醍醐寺および東京大学史料編纂所に格別のご配慮を賜った。記して厚くお礼申し上げたい。

【表1】 九・一〇世紀の四天王寺別当

| 代 | 別当名 | 補任年次      | 在任期間 | 本寺   | 僧官の兼職 |      |
|---|-----|-----------|------|------|-------|------|
|   |     |           |      |      | ①の記載  | 任命年次 |
| 1 | 円行  | 承和四(八三七)  |      | 東寺   |       |      |
| 2 | 仲暁  | 貞観一三(八七一) | 二か月  | 四天王寺 |       |      |
| 3 | 安雲  | 貞観一三(八七一) | 四年   | 四天王寺 |       |      |
| 4 | 智穎  | 貞観一六(八七四) | 四年   | 四天王寺 |       |      |
| 5 | 安円  | 元慶二(八七八)  | 一四年  | 四天王寺 |       |      |
| 6 | 齊仁  | 寛平三(八九一)  | 一年   | 四天王寺 |       |      |
| 7 | 三明  | 昌泰四(九〇一)  | 四年   | 東寺   |       |      |

|    |    |                      |     |      |        |                       |  |
|----|----|----------------------|-----|------|--------|-----------------------|--|
| 24 | 延源 | 長徳三(九九七)<br>長徳四(九九八) | 三年  | 延暦寺  | 〔大威儀師〕 | 大威儀師                  | ▼寛弘元(一〇〇四)任                            |
| 23 | 忠暹 | 長徳元(九九五)             | 二年  | 延暦寺  | 〔内供〕   | 内供奉十禪師                | ☆正暦四(九九三)?<br>↳長徳三(九九七)任               |
| 22 | 清胤 | 永延二(九八八)             | 七年  | 延暦寺  | 〔僧都〕   | 内供奉十禪師<br>権律師<br>権少僧都 | △永延元(九八七)任<br>□永延三(九八九)任<br>□永祚二(九九〇)任 |
| 21 | 安法 | 永観元(九八三)             | 五年  | 延暦寺カ |        | 権律師                   | △天元四(九八一)任                             |
| 20 | 乘恵 | 天元六(九八三)             | 一年  | 延暦寺  | 〔律師〕   |                       |  |
| 19 | 弘穩 | 貞元元(九七六)             | 七年  | 四天王寺 |        | 内供奉十禪師                | □康保五(九六八)任                             |
| 18 | 乘恵 | 康保元(九六四)             | 一二年 | 延暦寺  | 〔内供〕   |                       |  |
| 17 | 神皎 | 応和元(九六一)             | 三年  | 四天王寺 |        |                       |  |
| 16 | 趁伊 | 天徳三(九五九)             | 二年  | 四天王寺 |        |                       |  |
| 15 | 清穩 | 天慶六(九四三)             | 一六年 | 延暦寺  |        |                       |  |
| 14 | 齊然 | 天慶二(九三九)             | 四年  | 四天王寺 |        |                       |  |
| 13 | 修敬 | 承平二(九三二)             | 五年  | 四天王寺 |        |                       |  |
| 12 | 仁解 | 延長七(九二九)             | 三年  | 延暦寺  |        |                       |  |
| 11 | 恩運 | 延長五(九二七)             | 二年  | 四天王寺 |        |                       |  |
| 10 | 平藤 | 延喜一六(九一六)            | 一年  | 四天王寺 |        |                       |  |
| 9  | 寛藤 | 延喜一三(九一三)            | 三年  | 四天王寺 |        |                       |  |
| 8  | 真道 | 延喜五(九〇五)             | 八年  | 四天王寺 |        |                       |  |

※1 ①『四天王寺別当次第』棚橋利光編『四天王寺古文書第一巻』を中心に、②『寺門高僧記』卷六所載「天王寺別当次第」(『続群書類従』第二八輯上・釈家部)、③『法家相承次第』所載「四天王寺別当補任」(東京大学史料編纂所蔵謄写本、彰考館文庫原蔵)、④『東寺文書』所載「天王寺別当次第」(東寺百合文書)甲号外第二分冊(写真帳)、⑤『醍醐寺文書』所載「四天王寺別当次第」(東京大学史料編纂所蔵写真帳、醍醐寺原蔵)、⑥『天王寺別当次第』(『続群書類従』第四輯下・補任部)、⑦『華頂要略』附録卷四三所載「天王寺別当次第」(東京大学史料編纂所蔵謄写本、青蓮院原蔵)を参照して作表した。

※2 補任年次は、円行のみ⑥による。本寺は、三明が③・④・⑤、仁解が⑦・⑧、清穩が⑨・⑩、乘恵が⑪・⑫・⑬・⑭・⑮、清胤が⑯・⑰・⑱、忠暹・延源が⑲・⑳による。安法については、本文の注26を参照。その他は、①による。

※3 僧綱などへの任命年次は、興福寺本・徳川昭武旧蔵本「僧綱補任」による。忠暹のみ「権記」・「小右記」によった。なお、年代に付した記号の意味は、次の通りである。

△…別当補任以前に任命され、別当在任中に兼帯したもの。  
□…別当在任中に任命され、別当と兼帯したもの。  
☆…別当在任中に兼帯していることは確実だが、別当補任以前の任命か、別当在任中の任命か明確でないもの。  
▼…別当離任後に任命されたもの。

【表2】 九・一〇世紀の法隆寺別当

| 代 | 別当名 | 補任年次                          |          | 在任期間  | 本寺  | 別当次第の記載 | 実際の任命               | 僧官の兼職 | 任命年次   |
|---|-----|-------------------------------|----------|-------|-----|---------|---------------------|-------|--|
|   |     | 右…補正案                         | 左…別当次第所載 |       |     |         |                     |       |  |
| 1 | 延鳳  | 承和年中 (八三四～八四八)                |          | 一四年   | 法隆寺 |         |                     |       |  |
| 2 | 長賢  | 貞観一〇 (八六八)～<br>元慶二 (八七八)      |          | (八年)  | 法隆寺 | 「律師」    | 権律師                 |       | □貞観一一 (八六九) 任  |
| 3 | 慈願  | 貞観一二 (八七〇)～<br>寛平年中 (八八九～八九八) |          | (四年)  | 法隆寺 |         |                     |       |  |
| 4 | 禎杲  | 寛平七 (八九五) 頃<br>昌泰元 (八九八)      |          | (八年)  | 法隆寺 | 「内供」    | 内供奉十禪師              |       | ▽延喜三二 (九三二) 任  |
| 5 | 長延  | 延喜四 (九〇四)                     |          | (四年)  | 法隆寺 |         |                     |       |  |
| 6 | 寛延  | 延喜年中 (九〇一～九三三)<br>天徳二 (九五八)   |          | (一六年) | 法隆寺 | 「律師」    | 権律師                 |       | ☆天曆八 (九五四) 任   |
| 7 | 観理  | 延長年中 (九三三～九三二)<br>天徳四 (九六〇)   |          | (一二年) | 東大寺 | 「大僧都」   | 権律師<br>権少僧都<br>権大僧都 |       | ▼天徳四 (九六〇) 任<br>▼応和二 (九六二) 任<br>▼康保二 (九六五) 任<br>▼安和元 (九六八) 任 |
| 8 | 法縁  | 承平二 (九三二)<br>一〇代の重出カ          |          | (四年)  | 東大寺 | 「已講」    |                     |       | ▼安和二 (九六九)～<br>貞元二 (九七七) 任                                   |



|    |    |               |        |           |        |                   |  |
|----|----|---------------|--------|-----------|--------|-------------------|--|
| 16 | 長耀 | 長徳元（九九五）      | 九年     | 醍醐寺（東大寺分） |        |                   |  |
| 15 | 仁階 | 正暦元（九九〇）      | 五年     | 東大寺       |        |                   |  |
| 14 | 忠教 | 寛和元（九八五）      | 四年／五年  | 東大寺       | 「威儀師」  |                   |  |
| 13 | 長隆 | 天元二（九七九）      | 四年／六年  | 東大寺       | 「律師」   | 権律師               | ▼永祿元（九八九）任                             |
| 12 | 実算 | 天延元（九七三）      | 三年／六年  | 興福寺       | 「大威儀師」 | 大威儀師              | ▽長保三（一〇〇一）任                            |
| 11 | 法蓮 | 康保五（九六八）      | 二年／五年  | 東大寺       | 「已講」   |                   | ▼天延二（九七四）<br>↘天元四・五（九八一・九八二）任          |
| 10 | 法縁 | 康保元（九六四）      | 四年     | 興福寺（東大寺カ） | 「律師」   | 権律師<br>律師         | ▼貞元二（九七七）任<br>▼天元四（九八二）任               |
| 9  | 湛照 | 天慶年中（九三八）九四七） | （一二二年） | 興福寺（東大寺カ） | 「僧都」   | 権律師<br>律師<br>権少僧都 | ▼天延二（九七四）任<br>▼貞元二（九七七）任<br>▼天元四（九八二）任 |

※1 『法隆寺別当次第』（『続群書類従』第四輯下・補任部）をもとに作表した。

※2 湛照以前の補任年次は、他史料を参照して『法隆寺別当次第』の記載を補正した推定年代を右欄に掲載し、他史料に所見がなく不明なものは空欄とした。長賢は『類聚三代格』巻二、貞観一〇年五月一日付太政官符による。慈願は長賢の没年を上限、寛延はその没年、観理は醍醐寺座主補任年次、湛照は一〇代法縁の法隆寺別当補任年次を下限とした。禎果は延長六年（九二八）二月一日付「内供奉十禪師禎果弟子等解」（平安遺文一〇一三二一号文書）で地山を買得したとされる寛平七年を目安とした。本文の注26）・（39）も参照。一〇代法縁以降は、全て『法隆寺別当次第』所載の年代である。

※3 法蓮の補任年次は、『法隆寺別当次第』に記載がなく、法縁・法蓮の在任期間と実算の補任年次から推算した。

※4 寛延・法蓮の本寺は、『法隆寺別当次第』に記載がなく、興福寺本「僧綱補任」によった。湛照・一〇代法縁の本寺の東大寺も、同書による。

※5 僧綱などへの任命年次は、興福寺本「僧綱補任」により、法蓮は『興福寺別当次第』巻一、真喜僧正の項も参照した。禎果は延長六年二月一日付「内供奉十禪師禎果弟子等解」（前掲）、実算は長保三年六月二六日付「平惟仲施入状案」（平安遺文二一四〇九・四一〇号文書）による。年代に付した記号の意味は、次の通りである。

- …別当在任中に任命され、別当と兼帯したと推定されるもの。
- ☆…別当在任中に兼帯したと推定されるが、別当補任以前の任命か、別当在任中の任命か明確でないもの。
- ▽…別当離任後の年代だが、別当と兼帯した可能性が否定できないもの。
- ▼…別当離任後に任命されたと推定されるもの。

# The Acceptance of the Tendai Sect by Shitennōji Temple in the Heian Period: through a Comparison with Hōryūji Temple

YAMAGUCHI Akifumi

It is maintained that Shitennōji Temple accepted the Tendai Sect during the Heian period. This paper aims to shed light on the process of the sect's acceptance into Shitennōji Temple by comparing with Hōryūji Temple's attitude toward the Tendai Sect. Both these temples accepted lecturers from the Tendai Sect at the *Ango* Assembly, which was held in these temples after the year 825. This policy followed a decree issued by the Great Council of State on February 8, 825, although it was already implemented by Tomi no Fujitsu, a patron of Hōryūji Temple, and Tomo no Kunimichi, a non-priest chief of Enryakuji Temple, and the decree was sent out to three temples in June 824. Hōryūji Temple resisted arbitrary acts by the Tomi clan and expansion of the Tendai Sect caused by the abovementioned policy during the 9th century. Shitennōji Temple, however, was tolerant toward the sect's expansion and assimilated its thought positively. As a result, Hōryūji Temple succeeded in resisting the influence of the Tendai Sect during the 10th century; not a single chief priest was, for example, sent from Enryakuji Temple to work at Hōryūji Temple. On the other hand, chief priests from Enryakuji Temple were active and some Tendai branch temples were operated in Shitennōji Temple. It is apparent that the Tendai Sect expanded into Shitennōji Temple, but meanwhile, Shitennōji Temple attempted to remain independent and resist Enryakuji Temple's influence (particularly in terms of personnel and property) during the 10th century. In other words, although Shitennōji Temple initially accepted the Tendai Sect during the 9th and 10th centuries, it later counterplotted against the sect. This paper suggests that the acceptance of the Tendai Sect by Shitennōji Temple was, therefore, not achieved only through the intent of Enryakuji Temple but through attempts from both temples during the Heian period.

キーワード：四天王寺 (Shitennōji Temple)、法隆寺 (Hōryūji Temple)、天台宗 (Tendai Sect)、安居講師 (lecturer at the *Ango* Assembly)、別当 (chief priest of the temple)